

改正

昭和36年規則第3号
昭和38年規則第3号
昭和40年規則第13号
昭和42年規則第12号
昭和45年規則第32号
昭和47年規則第9号
昭和51年規則第2号
昭和53年規則第12号
昭和57年規則第13号
平成5年規則第7号
平成6年規則第64号
平成10年規則第28号
平成14年規則第60号
平成15年規則第23号
平成21年規則第5号
平成27年4月9日規則第39号

武蔵野市給水条例施行規程

目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 給水装置の工事及び費用（第3条—第17条）
- 第3章 給水（第18条—第21条）
- 第4章 料金及び手数料（第22条—第28条）
- 第5章 貯水槽水道（第29条）
- 第6章 雑則（第30条・第31条）

付則

第1章 総則

（目的）

第1条 この規程は、武蔵野市給水条例（昭和35年4月条例第2号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めることを目的とする。

（給水の標識）

第2条 水道の利用者は、管理者が別に定める標識を門戸に掲げなければならない。

第2章 給水装置の工事及び費用

（同意書等の提出）

第3条 条例第6条の規定により工事を施行する場合において、次の各号の一に該当するときは、管理者は、その申込者に対し当該各号に定める書類の提出を求めることがある。

- （1） 他人の土地又は構築物に給水装置を設置しようとするときは、当該土地又は構築物の所有者の同意書
- （2） 他人の給水装置から分岐しようとするときは、当該給水装置の所有者の同意書
- （3） 第1号の規定による同意書の提出ができないときは、その理由が止むを得ないと認められる場合に限り、申込者の誓約書によりこれに代えることができる。

（給水装置の構成及び付属用具）

第4条 給水装置は、給水管並びにこれに直結する分水せん、止水せん及び給水用機器をもつて構成する。

2 給水装置には、止水せんきょう、メーターます、その他付属用具を備えなければならない。

3 管理者は、給水装置について必要がないと認めるときは、その一部を設けないことができる。

（増圧給水設備）

第4条の2 条例第17条第1項第4号の管理者が別に定める増圧給水設備は、増圧ポンプ、逆流防止用機器及びその他の機器をもつて構成し、給水管に直結する前条第1項の給水用機器をいう。

（メーターの設置位置等）

第5条 メーターは、次の各号に定める基準に基づき設置する。

- （1） 原則として、建築物の外であつて、当該建築物の敷地内
- （2） 原則として、給水装置の配水管又は他の給水管からの分岐部分に最も近い位置
- （3） 点検及び引換作業を容易に行うことができる場所
- （4） 衛生的で損傷のおそれがない場所
- （5） 水平に設けることができる場所

（メーターの設置基準）

第5条の2 条例第18条第1項に規定する給水装置にメーターを設置する基準は、1建築物に1個

とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、1建築物について2個以上のメーターを設置することができる。

(1) 増圧給水設備以下の給水装置が2戸以上の専用住宅として設置され、各戸の水道使用者が異なるとき。

(2) 増圧給水設備以下の給水装置が住居の用に供される部分（以下「住宅部分」という。）と非住宅部分とに区分され、各部分の水道使用者が異なるとき。

(3) 前2号に該当するもののほか、管理者が給水上及び建築物の構造上特に必要があると認めるとき。

3 同一使用者が同一敷地内に設置する2以上の建物で水道を使用するときは、当該2以上の建物を1建築物とみなす。

第5条の3 前条第2項（同項第3号に該当するものを除く。）の場合において、メーターを設置する基準は、次に定めるとおりとする。

(1) 前条第2項第1号に該当し、散水栓等で各戸又は共用する部分（以下「共用部分」という。）を除く各戸の使用水量を区分して計量できる増圧給水設備以下の給水装置については、各戸ごとに設置することができる。

(2) 前条第2項第2号に該当し、共用部分を除く住宅部分と非住宅部分と区分して計量できる増圧給水設備以下の給水装置については、次に掲げるところによるものとする。

ア 住宅部分については、当該部分に係る使用水量を一括して計量できるメーターを設置する。

ただし、住宅部分が2戸以上で各戸の水道使用者が異なり、各戸の使用水量を区分して計量できる増圧給水設備以下の給水装置については、各戸ごとにメーターを設置することができる。

イ 非住宅部分については、管理者が計量上必要があると認めるときは、当該部分に係る使用水量を一括して計量できるメーターを設置する。

2 前項各号の共用部分について管理者が特に必要と認めるときは、当該共用部分にメーターを設置することができる。

（受水タンク以下の装置）

第5条の4 条例第18条第2項に規定する特に必要があると認めたときの受水タンク以下の装置にメーターを設置する基準については、第5条の2第2項第1号及び第2号並びに前条の規定を準用する。この場合において、「増圧給水設備以下」とあるのは「受水タンク以下」と、「給水装

置」とあるのは「装置」と読み替えるものとする。

- 2 メーターを設置する受水タンク以下の装置は、次に掲げる要件に適合するものでなければならない。
 - (1) 汚染防止、逆流防止、衝撃防止、排気、防寒等の必要な装置が設けられていること。
 - (2) 使用材料及び器具は、メーターの性能及び計量に支障のないものであること。
 - (3) メーターの設置、点検及び引換作業を容易に行うことができるものであること。
- 3 受水タンク以下の装置の設置者は、管理者がメーターの設置上必要があると認めて当該装置の図面の提出を求めたときは、これを提出しなければならない。
- 4 メーターは、その設置に関し受水タンク以下の装置の設置者があらかじめ管理者に届け出て、武蔵野市指定給水装置工事事業者が工事を施行した受水タンク以下の装置でなければ設置しない。
- 5 メーターを設置した受水タンク以下の装置についての管理責任は、当該装置の使用者及び設置者が負うものとする。

(危険防止の措置)

第6条 給水装置は、逆流を防止することができ、かつ、停滞水を生じさせるおそれのない構造でなければならない。

- 2 水洗便器に給水する給水装置にあつては、その給水装置又は水洗便器に真空破壊装置を備える等逆流の防止に有効な措置を講じなければならない。
- 3 給水管は、武蔵野市（以下「市」という。）の水道以外の水管その他水が汚染されるおそれがある管又は水に衝撃作用を生じさせるおそれのある用具若しくは機械と直結させてはならない。
- 4 給水管の中に停滞空気が生ずるおそれのある箇所には、これを排除する装置を設けなければならない。
- 5 給水管を2階以上又は地階に配管するときは、各階ごとに止水栓を設けなければならない。
- 6 給水管には、ポンプ（水道法施行令（昭和32年政令第336号。以下「政令」という。）第5条に定める基準に適合するものを除く。）を直結させてはならない。
- 7 その他管理者が必要と認める場合には、適當の措置を講じさせることができる。

(給水管防護の措置)

第6条の2 開きよを横断して給水管を配管するときは、その下に配管することとし、やむを得ない理由のため他の方法によるときは、給水管防護の措置を講じなければならない。

- 2 軌道下その他電線若しくは衝撃のおそれのある箇所に給水管を配管するときは、給水管防護の措置を講じなければならない。

- 3 凍結のおそれのある箇所に給水管を配管するときは、露出、いんぺいにかかわらず、防寒装置を施さなければならない。
- 4 酸、アルカリ等によつて侵されるおそれのある箇所又は温度の影響を受けやすい箇所に給水管を配管するときは、防しよくの措置その他必要な措置を講じなければならない。
- 5 その他管理者が必要と認める場合には、適当な措置を講じさせることができる。

(増圧給水設備の定期点検)

第6条の3 増圧給水設備以下の給水装置の水道使用者等のうち管理責任を有する者は、当該増圧給水設備の次に掲げる機能について、1年以内ごとに1回、定期点検を行わなければならない。

- (1) 逆流防止機能
- (2) 運転制御機能
- (3) 前2号に掲げるもののほか、正常な運転に必要な機能

(給水管の口径)

第7条 給水管の口径は、その用途別所要水量及び同時使用率を考慮して適当な大きさに決めなければならない。

(給水管理設の深さ)

第8条 給水管は、公道内の車道部分においては120センチメートル以上、公道内の歩道部分においては90センチメートル以上、私道内においては75センチメートル以上、宅地内においては30センチメートル以上の深さに埋設しなければならない。ただし、技術上その他やむを得ない場合は、この限りでない。

(給水装置の新設等の承認)

第9条 条例第4条第1項に規定する承認は、次の各号に掲げる要件を満たす場合に行う。

- (1) 給水装置の分岐に係る配水管又は他の給水管の給水能力の範囲内であること。
- (2) 予定使用水量その他使用方法が管理者の給水管理に支障を及ぼさないこと。

2 条例第4条第1項に規定する承認を受けた後、当該承認に係る事項を変更しようとする者は、改めて管理者の承認を受けなければならない。

3 給水管の口径等に比して著しく多量の水を一時に使用する箇所その他必要がある箇所には、受水タンクを設置しなければならない。

(給水管及び給水用具の指定)

第10条 管理者は、条例第7条第1項の規定による指定をしたときは、指定した材料の品目表を備え、一般の閲覧に供するものとする。

- 2 配水管又は他の給水管からの分岐部分から水道メーターまでの部分の給水管については、管理者の指定した材料を使用しなければならない。
- 3 前項の給水管の分岐又は接続に用いる分水栓、継ぎ手、仕切弁等の給水用具及びこれらの給水用具を保護するための付属用具については、管理者が指定した材料を使用しなければならない。
- 4 前2項の規定により管理者が指定する材料は、次の各号のいずれかに該当するものでなければならない。
 - (1) 工業標準化法（昭和24年法律第185号）第19条第1項の規定により主務大臣が指定した品目であつて、同項により鉱工業品又はその包装、容器若しくは送り状に同法第17条第1項に規定する日本工業規格に該当するものであることを示す特別な表示を付することの主務大臣の許可を受けた工場又は事業場で製造された製品で、当該特別な表示が付されたもの
 - (2) 製品が政令第5条に適合することを認証する機関が、その品質を認証したもの
- 5 前3項の規定にかかわらず、施工技術その他の理由により管理者がやむを得ないと認めた場合は、前3項の規定により管理者が指定した材料以外の材料を使用することができる。

（給水装置の構造及び材料）

第11条 給水装置の新設又は改造をする者及び当該工事を施行する者は、給水装置の構造を政令第5条に規定する基準に適合させなければならない。

- 2 給水装置の新設、改造又は修繕をする者及び当該工事を施行する者は、政令第5条に規定する基準に適合する材料を使用しなければならない。
- 3 管理者は、条例第6条第2項に規定する設計審査又は工事検査をする場合において、市指定給水装置工事事業者に対し、当該審査若しくは検査に係る給水装置を新設、改造又は修繕をする工事で使用される材料が、政令第5条に規定する基準に適合していることの証明を求めることができる。
- 4 管理者は、前項の規定により管理者が求めた証明に係る書類の提出がされないときは、当該材料の使用を制限し、又は禁止することができる。

（支分引用者への通知）

第12条 支分引用されている給水管の所有者は、給水装置を改造し、又は撤去しようとするときは、支分引用者に通知しなければならない。

（工事費の算出方法）

第13条 条例第8条に規定する工事費の算出方法は、管理者が別に定める給水装置一般工事工費表により行う。ただし、これにより行うことが適当でないとき認められるときは、管理者は、そのつ

ど工事費の算出方法を定めることができる。

(工事費の予納及び概算額の精算)

第14条 管理者が施行する給水装置工事の工事費の予納については工事費の概算額を通知した日から1月を経過し、かつ、催告を発しても納入がなされないときは、その工事の申込みは取り消されたものとみなす。ただし、管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

2 前項の工事費概算額を予納したもので、納入の日から3月を経過しても工事着手の依頼がなされないときは、その工事の申込みは、取り消されたものとみなす。ただし、管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

3 管理者の責に帰さない事由により工事が遅延した場合の工事費の概算額の精算は、当該事由がなくなったときに適用する前条の給水装置一般工事工費表により算出して得た工事費による。

4 条例第9条第2項の規定により、工事費の予納を必要としないものは、官公署、官公立学校、官公立病院等をいう。

5 条例第9条第3項ただし書の規定により、還付又は追徴しない額は、500円未満とする。

(工事費の分納)

第15条 条例第10条の承認を受けた者に対し、工事精算額にその額の100分の5に相当する割増金を加える。

2 前項の工事費及び割増金は、次の各号に定めるところにより納付しなければならない。

- (1) 第1回 工事設計概算額を、管理者が承認した分納回数で除して得た額
- (2) 第2回以降 各回（最終回を除く。）とも、第1回に納付する額と同額
- (3) 最終回 工事精算額に割増金を加えた額から、前各号の分納金を差引いた額

第1号を除く各号の納付期日は、第1回の分納金を納付した日以降の各月の末日とする。

3 工事は、第1回分納金を納付した後に着手する。

(給水装置の寄付)

第16条 給水装置の工事について、管理者はその申込者に対し、道路部分の給水装置を市に寄付するよう求めることがある。

2 前項により寄付された道路部分の給水装置は、市において維持管理し、その費用を負担する。

(給水装置の工事の施行上の責任)

第17条 給水装置の工事施行上、家屋、庭園その他の工作物に加工をした場合においては、市は必要と認める補修を施すが、原形に復する責は負わない。

第3章 給水

(計量制の例外)

第18条 条例第18条第1項ただし書の規定により、メーターによつて計量しないで給水するものは、次のとおりとする。

- (1) 私設消火せん等の消防施設
- (2) その他管理者が計量の必要がないと認めたもの

2 条例第18条第2項の規定により設置したメーターの取扱いは、条例に規定されたメーターに準じて扱う。

(メーターの保管)

第19条 水道使用者等は、メーターの点検又は修繕に支障をきたすような工作物を設け、又は物件を置いてはならない。

2 水道使用者等は、メーター及び付属用具を亡失又はき損したときは、直ちに管理者に届け出なければならない。

(私設消火せん等の封かん)

第20条 私設消火せん等の封かんは、市が行う。

(使用水量の認定)

第21条 条例第29条第1項の規定による使用水量の認定は、同条第2項の規定によるほか、次の各号に定めるところによる。

- (1) メーターに異状があつたときは、メーター取替後の使用水量を基準として日割計算により、異状があつた期間の使用水量を認定する。
- (2) 給水装置の故障、破損等その他の事由により使用水量の測定が困難な場合は、条例第27条第1項の規定により定例日に使用水量を計算するときは、前1カ年の使用水量又は前年同期における使用水量その他の事情を考慮して算定し、これにより難い場合は、管理者の認定による。

2 前項による認定水量は、これを使用者に通知する。

第4章 料金及び手数料

(水道使用者)

第22条 条例にいう「水道使用者」とは、条例第15条第1項の規定により管理者が給水契約の申込みを承認した者及び条例第25条第2項に規定する料金の納入について連帯責任を負う者をいう。

(共同住宅の料金適用基準)

第23条 条例第26条の4に規定する管理者が定める基準は、次のすべての基準に適合するものとする。

- (1) 共同住宅の屋内に水せんが設置されていること。
- (2) 各戸ごとにメーターが設置されていないこと。
- (3) 各戸の水道使用者がもつぱら家事の用に水道を使用するものであること。

2 前項の共同住宅において一室（一居住区画をいう。以下同じ。）に2世帯以上居住するものであつても一室をもつて一戸とみなす。

（消防演習立会の手数料）

第23条の2 消防演習立会の手数料は、当該演習が消防組織法（昭和22年法律第226号）に基づいて設置された消防機関によつて行われる場合には徴収しない。

（公衆浴場営業）

第24条 条例第26条の2第2項及び第26条の3第2項にいう公衆浴場営業とは、公衆浴場の設置場所の配置及び衛生措置等の基準に関する条例（昭和39年東京都条例第184号）第2条で規定する普通公衆浴場であつて、公衆の利用に供するため業として経営するものをいう。

（料金の算定）

第25条 料金は、定例日の翌日から次の月の定例日までの期間を1月として算定する。

（指定代理納付者による納付の方法による徴収）

第25条の2 水道使用者が条例第32条に規定する地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2第6項の規定により市長が指定をした者（以下「指定代理納付者」という。）による納付の方法により料金を納入しようとする場合においては、同項の規定による申出は、同項の規定による番号、記号その他の符号の通知によるものとする。

2 管理者は、前項の申出があつた場合において、当該申出に係る指定代理納付者が当該申出をした水道使用者の計量期間ごとに料金を納付することができることを認めるときは、地方自治法第231条の2第6項の規定による承認をすることができる。

3 管理者は、前項の承認をするにあたり、納付することができる料金の額に上限を定めることができる。

（料金等の納期限）

第26条 料金、手数料及び工事費の納期限は、次の各号に掲げる徴収方法の種別に応じ、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 払込みの方法による場合 納入通知書を発送した日から10日後の日
- (2) 口座振替の方法による場合 納入通知書（納入通知書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。）を発送し、又は発信した日から10日後の日

(3) 指定代理納付者による納付の方法による場合 納入通知書（納入通知書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。）を発送し、又は発信した日から16日後の日

2 前項の規定にかかわらず、管理者は、必要と認めるときは、同項に規定する納期限を変更することができる。

(料金誤納の場合の徴収)

第27条 料金を納付した後、その料金に増減を生じたときは、その差額を追徴し、又は還付する。ただし、管理者が必要と認めるときは、その月以後の使用料において精算する。

(基本料金等免除の申請)

第28条 条例第34条第2項に規定する基本料金及び従量料金の免除の申請は、「水道料金等免除申請書」の提出をもって行う。

第5章 貯水槽水道

(貯水槽水道の管理及び管理の状況の検査の基準)

第29条 条例第41条第2項に規定する必要な措置は、東京都小規模貯水槽水道等における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例（平成14年東京都条例第169号。以下「小規模貯水槽水道等条例」という。）に定めるところによる。

2 前項の規定にかかわらず、簡易専用水道以外の貯水槽水道のうち、小規模貯水槽水道等条例が適用されないものの設置者が講ずる条例第41条第2項に規定する必要な措置は、次に定めるところによる。

(1) 水道法施行規則（昭和32年厚生省令第45号）第55条に規定する基準に準じて管理するよう努めること。

(2) 前号の規定による管理に関し、1年以内ごとに1回、定期的に、給水栓における水の色、濁り、臭い及び味に関する検査並びに残留塩素の有無に関する検査を行うよう努めること。

第6章 雑則

(様式)

第30条 条例及びこの規程の施行について必要な書類その他の様式については、別記による。

(委任)

第31条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、管理者が別に定める。

付 則

1 この規程は、公布の日から施行する。

2 この規程施行の際、従前の規定によりなされた指定、登録承認その他の処分、または申請、届

出その他の手続は、それぞれこの規程の相当規定によりなされた処分または手続とみなす。

- 3 武蔵野市給水条例施行細則（昭和29年規則第7号）、武蔵野市指定水道工事店規程（昭和29年規則第8号）、武蔵野市指定水道工事店規程施行細則（昭和29年規則第9号）、武蔵野市水道給水装置新設工事施行に関する規程（昭和29年規則第10号）は、廃止する。

付 則（昭和36年2月20日規則第3号）

この規程は、公布の日から施行し、昭和35年10月1日から適用する。

付 則（昭和38年2月28日規則第3号）

この規則は、昭和38年3月1日から施行する。

付 則（昭和40年6月17日規則第13号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和40年4月1日から適用する。

付 則（昭和42年6月30日規則第12号）

この規程は、公布の日から施行し、昭和42年4月1日から適用する。

付 則（昭和45年12月28日規則第32号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和45年4月分の料金から適用する。

付 則（昭和47年4月1日規則第9号）

この規程は、公布の日から施行する。ただし、給水装置配管工に関する改正規定は、昭和47年10月1日から施行する。

付 則（昭和51年1月23日規則第2号）

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第23条の3及び第28条の2の改正規定は、昭和51年2月分から施行する。

付 則（昭和53年8月11日規則第12号）

- 1 この規程は、昭和53年8月11日から施行する。
- 2 施行日の前日において、この規程による改正前の武蔵野市給水条例施行規程（以下「旧規程」という。）により工事店の指定を受けている者は、施行日においてこの規程による改正後の武蔵野市給水条例施行規程（以下「新規程」という。）第31条の規定による工事店の指定を受けたものとみなす。
- 3 前項の工事店に係る新規程第33条第1項第1号の審査は、同号の規定にかかわらず昭和54年3月31日に実施する。
- 4 この規程施行の際現に旧規程の規定により責任技術者の登録を受けている者は、施行日において新規程第45条の規定による給水装置技術者の登録を受けたものとみなす。この場合において、

現に交付されている責任技術者証は、新規第47条による登録の更新があるまでの間新規第46条による技術者証としての効力を有する。

- 5 この規程施行の際現に旧規程により配管工の登録を受けている者は、施行日において新規第45条の規定による給水装置配管技能者の登録を受けたものとみなす。この場合において、現に交付されている配管工証は、新規第47条の規定による登録の更新があるまでの間新規第46条による技能者証としての効力を有する。
- 6 この規程施行の際現に旧規程の規定による責任技術者の登録資格を有する者は、新規の規定による給水装置技術者としての登録資格を、旧規程の規定による配管工の登録資格を有する者は、新規の規定による給水装置配管技能者の登録資格をそれぞれ施行日から起算して3年間に限り有するものとする。
- 7 この規程の施行前になされた指定の申請、承認の申請及び登録の申請は、それぞれ新規の相当規定による申請とみなす。この場合において、「責任技術者の登録」は「給水装置技術者の登録」と、「配管工の登録」は「給水装置配管技能者」と読み替えるものとする。
- 8 施行日前に生じた事由による工事店の指定の停止若しくは取消し又は給水装置技術者若しくは給水装置配管技能者の登録の停止若しくは取消しの処分については、この規程施行後も、なお従前の例による。

付 則（昭和57年4月1日規則第13号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（平成5年3月1日規則第7号）

この規則は、平成5年4月1日から施行する。

付 則（平成6年12月28日規則第64号）

- 1 この規則は、平成7年1月1日から施行する。

- 2 この規程による工事及び工事費で、施行日の前日までの申し込みに係るものは、なお従前の例による。

付 則（平成10年4月1日規則第28号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（平成14年3月29日規則第60号）

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

付 則（平成15年4月1日規則第23号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（平成21年 1 月28日規則第 5 号）

この規則は、平成21年 4 月 1 日から施行する。

付 則（平成27年 4 月 9 日規則第39号）

この規則は、公布の日から施行する。

様式（省略）